

千運整第166号の2
千運登第159号の2
令和8年7月24日

一般社団法人 千葉県トラック協会 会長 殿

千葉運輸支局長（公印省略）

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

日頃は、国土交通行政各般にわたり、特段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国内の自動車保有台数は令和7年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済発展における役割は、ますます重要なものとなっています。

道路運送車両法において、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられていますが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。また、大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が多発するといった深刻な状況が続いており、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

このような状況を鑑み、国土交通省では令和8年度においても、関係省庁、関係団体の協力のもと、全国的に自動車ユーザーに対し保守管理の徹底を啓発するよう取り組むこととし、当支局において、別添「自動車点検整備推進運動」実施細目を定め、9月及び10月を強化月間とし、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備を呼びかけていくこととしました。

つきましては、貴会傘下会員に対し、本運動の趣旨を周知していただくとともに、ポスターの掲示等、本運動へのご協力をよろしくお願いします。

別添

自動車点検整備推進運動の実施細目

令和8年7月
千葉運輸支局

自動車点検整備推進運動の実施要領に定める自動車点検整備推進協議会（以下「協議会」という。）、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）及び千葉運輸支局並びに管内各自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）が実施する内容は、次のとおりとする。

関東運輸局管内において、10月の地方独自強化月間の重点項目を令和8年度「自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）」（令和8年3月31日国自整第263号）別添の実施要領、第4の1.（1）から（3）まで及び自家用乗用車（マイカー）の日常点検の確実な実施の促進と定められている。

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。

1. 強化月間（9月及び10月）における運輸支局等実施事項

実施事項	実施内容
1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動 (1) イベント等の実施	① イベント開催予定地（自動車なんでも相談窓口等の協議会等構成団体が開催するイベントを含む。）の運輸支局等は、イベントが円滑に開催されるようバックアップする。 なお、イベント名称には、「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。 ② 自動車整備振興会等の自動車関係団体の協力を得て、別紙1のとおり「自動車点検整備推進デー」と題するイベントを開催し、本運動の積極的な推進を図る。 ③ 「自動車点検整備推進デー」等の機会を活用して、別紙2のとおりアンケート調査を実施する。
(2) 総合的な広報・啓発活動の実施	① 国土交通省で作成するポスターを窓口など来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシについても窓口などへ備え置く又は配布するなどして、使用者等に対し点検・整備の必要性や重要性について啓発する。 なお、自家用自動車の使用者を対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した10代から30代の若者世代へ積極的に展開するよう努める。 また、次のツールを活用した広報・啓発を積極的に実施するよう努める。

	・マスメディア（ウェブサイト、SNS等を含む） ・啓発ワッペン及びのぼりの利用 ・国土交通省及び協議会が作成した啓発活動支援ツールの利用 ② 国土交通省から、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、協力を要請しているポスターの掲示及びチラシの設置について、特に必要と判断した場合は、直接要請する。 また、各団体で発行する広報誌や回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く使用者に確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。 ③ 令和3年10月から追加された点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」や大型車の車輪脱落事故、車両火災事故防止対策について、チラシを窓口などへ備え置く又は配布するなどして、使用者に対し確実な点検・整備の実施を啓発する。 ④ 協議会及び連絡会並びにその構成団体による啓発活動が円滑に実施されるよう協力する。 ⑤ 所属職員等（可能であれば来訪者も含む）が所有する自動車の確実な点検・整備の実施を呼びかける。
（３）講習等の実施	協議会構成団体が実施する点検・整備に関する実技講習や無料点検に協力するとともに、講習等の依頼があった場合は積極的に対応を行う。
（４）整備不良等に起因する事故防止の啓発	① 整備管理者研修、運行管理者講習、整備主任者研修等の機会を活用し、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。 この場合において、別紙３の資料や連絡会構成団体が製作したツール等を活用する。 また、自家用自動車の整備管理者に対し、全自協及び全レ協等が主催する講習会等への自主的な参加を促すよう努める。 さらに、運送事業者が選任する整備管理者に対しては、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認するとともに、「関東地域事業用自動車安全施策 2025」等を踏まえつつ、貨物自動車運送事業者の場合は「大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」（以下「車輪脱落事故防止緊急対策」という。）に基づく適切なタイヤ脱着作業について、バス事業者の場合は「バス火災防止のための点検整備のポイント」や「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について、整備管理者研修において教示し、整備管理の徹底を図る。 ② タイヤ専業事業者に対し、別紙４のとおり適切なタイヤ交換作業やタイヤ交換後の増し締め実施等、大型車の車輪脱落事故防止の啓発に努める。
（５）出前講座等の実施	協議会構成団体の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、別紙３の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。 また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、ポスターの掲示等の要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本

	の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と方法に加えて、自家用乗用車（マイカー）の日常点検の確実な実施について、受講生に対し特に強力に指導を行ってほしい旨伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。
2. 使用者に対する調査・指導等 (1) ・ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等 ・チラシ等配布による自家用乗用車（マイカー）の日常点検の促進等	① 前検査でユーザー車検を行う使用者に対し、検査受付時に定期点検整備を確実に実施するよう指導等を行う。 なお、別紙5のとおり事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対しては、事前の周知を行ったうえで、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し指導等を行う。 ② 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口寄せられた情報を基に、該当する自動車の使用者に対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。 ③ 確実な定期点検整備の励行を促進するため、継続検査時の点検整備実施状況について、自動車検査証備考欄への記録や検査標章裏面への記載により、使用者へ周知する。 ④ 確実な点検・整備の励行を促進するため、継続検査時において最長の間隔で行うべき定期点検が実施されておらず、加えて劣化又は摩耗による保安基準の不適合が確認された場合に、使用者に対して、点検等の勧告を発動する。 また、点検等の勧告を行った場合には、自動車検査証備考欄に指導履歴を記録し、使用者へ周知する。 ⑤ 前検査で自家用乗用車（マイカー）のユーザー車検を行う使用者に対し、検査窓口等において、別紙6のチェックシート等の配布により、定期点検に加え、日常点検についても、重要性を周知するとともに、日常点検の実施の促進をする。
(2) 街頭検査等での啓発・指導等	① 協議会及び連絡会構成団体の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い点検・整備の必要性や重要性の啓発を行う。 ② 街頭検査において、前面ガラスの点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄（記入欄・余白を含む。）及び検査標章裏面の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対しては、定期点検整備の確実な励行の指導に加え、自家用乗用車（マイカー）の日常点検についても、別紙6のチェックシート等の配布により、重要性を周知するとともに、日常点検の実施の促進をする。 なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となる可能性があるため、剥がすよう指示をする。 ③ 運送事業者に対して、車輪脱落事故防止緊急対策2.（2）③に基づく事故防止対策の徹底を図るための周知・指導を計画的に実施する。 ④ 冬用タイヤの交換時期をとらえて街頭検査等を実施し、別紙7のとおり車輪脱落事故防止緊急対策に基づく適切なタイヤ交換作業やタイヤ交換後の増し締め、日常点検の確実な実施等の啓発を行うとともに

	に、運転者の理解を得て、ホイール・ナットの締め付け状態の確認を行うなど実効性のある活動を実施する。 ⑤ 協議会構成団体と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。 ・ 運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備 ・ 特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、使用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備
--	--

2. 強化月間（9月及び10月）における協議会・連絡会構成団体実施事項

実施事項	実施内容
1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動 (1) イベント等の実施	① イベントを開催し、点検・整備を啓発するための周知活動を行う。 なお、イベント開催にあたっては、マスメディアや一般来場者の参加が多く見込まれる日時、場所や催し内容に考慮することが望ましい。 ② 「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等のイベントを行うなどして、点検・整備の実施方法及びその必要性について周知する。 ③ 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等に交えて、新品部品と摩耗部品のサンプルを展示するなどして、自動車部品の劣化・摩耗状態を視覚的に訴え、点検・整備の必要性や重要性を訴える。 ④ 長期使用車両のユーザー等に対し、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。 ⑤ 「マイカー点検教室」等の開催においては、点検・整備に関する実技講習として、点検・整備の実施方法等を使用者等へ説明するとともに適切な保守管理を促す。 ⑥ 各イベントにおいては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用するとともに、マスメディアを活用して積極的なイベントを行い、マスメディアに多く取り上げられることを通じてイベントに参加しない使用者にもイベントの効果が波及するよう努める。 ⑦ 「自動車不具合情報ホットライン」の存在を周知し、自動車の不具合情報を寄せてもらうよう呼びかける。
(2) 総合的な広報・啓発活動の実施	① 国土交通省で作成するポスター、チラシ等を整備工場、販売店、展示場等の窓口に掲示又は備え置く又は配布して、来訪者に広報する。

	② 定期点検整備未実施の利用者等に対しては、別紙 3 の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するように呼びかける。 ③ 国土交通省や連絡会で作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。 なお、大型車の車輪脱落事故防止の取り組みについては、車輪脱落事故防止緊急対策も踏まえて広報啓発を実施する。 ④ マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。 なお、マスメディアを活用して広告する場合は、国土交通省と共同で作成したキャッチコピーやロゴ等を活用する。 ⑤ ウェブサイト、SNS 及びデジタル広告を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようにする。 ⑥ 各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌およびホームページ等を利用して、傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。 ⑦ 特定整備事業者又は販売店において、定期点検整備の実施時期が近づいた利用者に対して、ハガキ等により定期点検の実施を案内するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。 ⑧ 各団体において保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の確実な実施を図る。 ⑨ 「自動車不具合情報ホットライン」の存在を周知し、自動車の不具合情報を寄せてもらうよう呼びかける。 ⑩ 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。 ⑪ 協議会及び連絡会構成団体は、運輸支局等から協力要請があった場合は、講習・出前講座等の実施に協力する。
2. 利用者に対する調査・指導等	① 協議会及び連絡会構成団体は、運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査での啓発活動に協力する。 ② バス事業者及び貨物運送事業者等の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。 ③ 特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とした、利用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。

3. 協議会・連絡会構成団体等別実施事項

実施事項	実施機関	実施細目
1. 地域イベントの開催	千葉県整備振興会、 自販連千葉県支部、 J A F 千葉支部、 自動車事故対策機構	a) 地域イベントには、「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等の参加・体験・実践型の催しを設けるよう努める。 b) 展示コーナーで使用する新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを提供する。 c) 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
2. マイカー点検教室等の開催	千葉県整備振興会	マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、使用者等の保守管理意識の高揚を図る。 その際、先進安全技術の不具合事例や点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、点検・整備の必要性や重要性を訴える。 また、大型自動車の使用者等にも点検・整備を実施するよう啓発に努める。
	自販連千葉県支部	自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、使用者を対象に無料点検等を実施し、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。 また、大型自動車の使用者等にも啓発するように努める。
	J A F 千葉支部	マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、使用者等の保守管理意識の高揚を図る。
3. ポスターの掲示	関係団体すべて	職員・来訪者・利用者等の目に付きやすい箇所に掲示する。
4. チラシの配布	自動車事故対策機構	運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
	自動車技術総合機構	a) 庁舎・検査場に備え置き、検査受検等により来訪した使用者等に広報する。 なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、運輸支局等に協力して取り組む。 b) 定期点検整備未実施の使用者等に対しては、運輸支局等と連携して、定期点検の確実な実施を呼びかける。
	軽自動車検査協会	a) 事務棟・検査等に備え置き、検査受検等に来訪した使用者等に広報する。 なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、運輸支局等に協力して取り組む。 b) 定期点検整備未実施の使用者等に対しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。

	自販連千葉県支部、 軽自動車協会、 千葉県中古車販売協会	a) 社屋、店舗に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。 また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の利用者等に対しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。 b) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必要性や重要性を周知する。
	千葉県整備振興会	a) 店舗の応接コーナー等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。 また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の利用者等に対しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。 b) マイカー点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
	J A F 千葉支部	a) 事務所に備え置く又は来訪者やロードサービス利用時に配布するなど、あらゆる機会を捉えて利用者等に周知する。 特に、ロードサービス利用時等に定期点検整備未実施の利用者等に対しては、点検・整備の確実な実施を呼びかける。 b) マイカー点検教室等を活用して、参加者に配布して、点検・整備の必要性を周知する。
5. マスメディア等による広報（キャッチコピー、ロゴ等の挿入）	千葉県整備振興会	a) マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、点検・整備の必要性を訴えていく。 b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。
	その他関係団体	本運動の実施要領、チラシの内容等について、会報又は機関誌に掲載し、広く会員等に広報する。 その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。
6. のぼり、垂れ幕、横断幕等の掲示	自動車技術総合機構	啓発ワッペンの着用を行うとともに、運輸支局等と連携して庁舎・検査場を訪れる来訪者の目につきやすい箇所にのぼりを設置する。
	軽自動車検査協会	啓発ワッペンの着用を行うとともに、事務棟・検査棟を訪れる来訪者の目につきやすい箇所にのぼりを設置する。
	千葉県整備振興会	整備振興会、整備工場及びマイカー点検教室等を訪れる来訪者等の目につきやすい箇所に掲示する。 その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴを使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。

	千葉県バス協会	乗合バス車両の前面に横断幕を掲示すること等により、自動車点検整備推進運動の周知に努める。
7. ハガキの送付等	軽自動車検査協会	前検査を受検した使用者に対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検の実施状況を調査する。
	自販連千葉県支部	販売店では、定期点検の実施時期の近づいた使用者に対して、定期点検の実施について呼びかける。
	千葉県整備振興会	整備工場では、定期点検の実施時期の近づいた使用者に対して、定期点検の実施について呼びかける。
8. その他	関係団体すべて	a) 各団体において保有する車両や会員等の使用する車両の自主点検を実施するとともに、車種に応じた適正な点検・整備の確実な励行を図る。 b) 社屋、営業所等における館内放送等で、所属職員にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。 c) 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力に努める。

「自動車点検整備推進デー」実施要領

1. 実施日

原則として、点検整備推進運動の全国統一強化月間の9月及び10月の2ヶ月間に、自動車整備振興会等の自動車関係団体の協力を得て、「自動車点検整備推進デー」（以下「推進デー」という。）と題するイベントを開催し、本運動の積極的な推進を図るものとする。

2. 実施場所

千葉県内にて、適切な場所を選定して実施するものとする。

なお、実施場所の選定にあたっては、できるだけ一般使用者が集まりやすく「推進デー」を効果的に実施できる場所とするよう努めること。

3. 実施事項

地域の実情等を勘案しつつ、可能な限り次の事項を実施するものとする。

- (1) 自動車なんでも相談窓口の開設（点検・整備、検査、登録関係を主体とした総合的な相談窓口）
- (2) チラシ等の配布による点検・整備の啓発
- (3) アンケート調査の実施
- (4) 車に関するパネル等の展示
- (5) 運転適正診断等の体験型ブース
- (6) その他本運動の目的に沿ったイベント

4. 広報

- (1) 県等の地方公共団体、自動車関係団体及びマスメディア等の協力を得て、「推進デー」の広報に努めること。
- (2) 駅等多くの使用者が利用する場所または SNS 等において、自動車関係団体等の協力を得て「自動車点検整備推進運動」及び「推進デー」の広報に努めること。
- (3) 「推進デー」実施当日は、開催場所及びその付近に「推進デー」実施中の掲示、「自動車点検整備推進運動」の看板、垂れ幕及びポスターの掲示等の他、来場者にチラシを配布するなどして広報に努めること。

5. アンケート調査

点検・整備に関する使用者の意識等を把握するとともに、本運動を効果的に展開していくための検討材料を得ることを目的として、一般来場者を対象に別紙2のとおり自動車点検整備推進運動アンケート（以下「運動アンケート」という。）調査を実施すること。

令和8年度自動車点検整備推進運動 アンケート調査実施要領

自動車点検整備推進運動では、点検整備の認知度や実施状況等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。

今年度も、下記によりアンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

1. アンケート調査の実施方法

① 調査期間

本運動の強化月間中(令和8年9月1日から令和8年10月31日)を基本としますが、可能な範囲内で、年間を通じて取り組んでください。

② 調査対象

一般の自動車ユーザー、自動車整備関係者

③ 調査方法

- * 別紙2-2の 二次元コードを調査対象者に読み取ってもらい、インターネット上で回答してもらうことにより調査を実施します。なお、過去の調査票は使用しないようご注意ください。また、アンケート集計に影響のない範囲で改変いただいて構いません。
- * 可能な限り、調査時に啓発活動も併せて実施するよう努めて下さい。
- * これまでと同様、自動車点検整備推進デー、運輸支局の窓口並びに出前講座や各種研修、講習会及び自動車学校等においてアンケート調査を実施願います。

④ 集計等

アンケート調査結果の集計・分析については、国土交通省物流・自動車局自動車整備課にて行います。運輸支局等へのご報告は不要です。

令和 8 年度「自動車の点検・整備に関するアンケート」のお願い

自動車点検整備推進運動では、点検整備の認知度や実施状況等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。

今年度も、下記によりアンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

下記、二次元コードより、アンケートへの回答にご協力をお願いいたします。

令和 8 年度 自動車の点検・整備に
関するアンケート



<https://forms.office.com/r/in4h0FrNhE>

設問数：最大 20 問 所要時間：10 分程度

自動車点検整備推進運動において使用する啓発資料

プレス資料	通達等
・「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」（平成24年7月）	—
・「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」（平成25年12月）	—
・「ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう」（平成26年7月）	—
—	・「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」（平成27年4月30日付、国自整第38号）
—	・大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止について（平成27年9月10日付、国自整第196号）
—	・事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について（平成27年12月25日付、国自整第321号）
—	・自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について（平成27年12月25日付、国自整第322号）
・事業用バス火災事故の防止の徹底について（平成28年2月）	・事業用自動車の車両火災事故に向けた保守管理の徹底について（平成28年2月19日付、国自整第370号、国自安第254号） ・バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の火災事故防止の徹底について（平成28年2月19日付、国自安第249号、国自整第365号）

・ディファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい（平成28年3月）	・ディファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について（平成28年3月4日付、国自安第268号、国自整第393号）
・全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました（平成28年4月）	・車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について（平成28年4月22日付、国自整第16号、国自安第6号）
・トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（平成28年6月）	・トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について（平成28年6月23日付、国自審第509号、国自安第53号、国自整第73号） ・バスの車両火災事故防止の徹底について（平成28年6月23日付、国自安第58号、国自整第76号）
・「三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて 車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください」（平成28年7月）	・三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について（平成28年7月26日付、国自整第127号）
・2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！（平成29年1月）	・大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年1月31日付、国自整第315号）
・「「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました。」（平成29年3月）	・貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について（平成29年3月28日付、国自整第398号）
—	・ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年11月14日付、国自整第213号）

・事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施（令和2年10月30日）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について（令和2年10月30日付、国自安第110号、国自旅第261号、国自貨第54号、国自整第188号）
・事故の恐ろしさを知って！大型車の車輪脱落事故（令和2年12月15日）	—
・冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！ ～ 大型車の冬用タイヤ交換時期に向けて、車輪脱落事故防止対策を強化します ～（令和3年10月1日）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策の実施について（令和3年9月30日付、国自安第88号、国自旅第250号、国自貨第57号、国自整第152号）
・大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！ ～大型車の車輪脱落事故防止に向けて～（令和4年2月18日）	—
・大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！（令和4年9月30日）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について（令和4年9月30日付、国自安第84号、国自貨第83号、国自整第149号）
・大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！（令和4年10月14日）	—
・「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」の中間取りまとめを公表します ～今後の大型車の車輪脱落事故防止対策のあり方について～（令和4年12月27日）	—
・冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！（令和5年9月29日）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について（令和5年9月29日付、国自安第75号、国自貨第83号、国自整第122号）

・車に関わる全ての皆様へお願いです (令和5年12月26日)	—
・冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！(令和6年10月1日)	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和6年度緊急対策の実施について(令和6年9月30日付、国自貨第367号、国自安第72号、国自整第144号)
・冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！(令和7年10月1日)	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和7年度緊急対策の実施について(令和7年9月30日付、国自貨第347号、国自安第89号、国自整第130号)

タイヤ専門事業者への啓発活動の実施要領

1. 啓発活動の実施方法

(1) 啓発時期

原則として、自動車点検整備推進運動の強化月間（関東運輸局の独自強化月間である10月）に実施する。

(2) 啓発対象

全国タイヤ商工協同組合連合会に加盟している千葉県内の事業者等を対象とする。

(3) 実施方法

訪問にて実施する場合には、別表1（現地調査票）を用いて事業者等から作業内容及び車輪脱落事故防止に係る取組み状況等について聞き取りを行うとともに、作業場において作業・確認方法やトルクレンチの使用方法等を確認する。

また、訪問時対応いただけない場合は、別表2（アンケート）を用いて、作業・確認方法やトルクレンチの使用方法等を回答いただくようお願いする。

2. 調査結果等の報告

運輸支局は別表1及び別表2について、原本を令和8年11月27日(金)までに関東運輸局整備課あてに送付する。

3. その他

啓発活動は運輸局及び運輸支局が連携して行うこととし、事業者等の了解の上で実施することとする。

タイヤ専門事業者に対する現地調査票

実施日 令和 年 月 日

事業者名	
対応者名	
調査員名	

※ 調査は実態を把握するものであって、不備等を指摘し関係法令の罰則等を課すものではないことに留意する。

聞き取り調査内容			
	聞き取り項目	回答	備考
1	大型車の使用者等に対して、車輪脱落事故防止のための5つのポイントについて周知していますか	チラシ等使用して周知 口頭で周知 周知していない わからない その他()	
2	タイヤ交換作業を行うための手順書等を定めて作業を実施していますか	手順書を作成済み 経験者からの口頭指導で実施 特になし わからない その他()	
3	ホイール・ボルトの状態の確認・清掃等を行っていますか	必ず行っている 依頼があった場合のみ行っている 行っていない わからない その他()	
4	ISO方式のホイールのホイール・ボルトやナットねじ部・摺動部の潤滑剤は塗布していますか	必ず行っている(メーカー品・汎用品) 依頼があった場合のみ行っている 行っていない わからない その他()	
5	インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際に、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けていますか	トルクレンチで締め付け(手動・電動) インパクトレンチで締め付け 人間の感覚で締め付け わからない その他()	

6	ホイール・ナットへのマーキングやホイール・ナットマーカ（インジケータ）の施工等を行っていますか	必ず実施 依頼があれば実施 実施していない わからない その他（ ）	
7	使用者等に増し締めの必要性を啓発し、確実な増し締めの実施を促していますか	書面で促している 口頭で促している 増し締めは自社で実施している 促していない わからない その他（ ）	
8	トルク・レンチの校正は行っていますか	行っている（ 年毎に実施） 必要だが行っていない 行っていない わからない その他（ ）	
9	タイヤ交換作業員数、タイヤ交換場所（入庫or出張）の割合、トルク・レンチの保有数、トルク・レンチの校正の有無		
10	その他（聞取項目、特記事項等）		

タイヤ専門事業者に対するアンケート

記入日 令和 年 月 日

イベント名 会場名	
--------------	--

※ 調査は実態を把握するものであって、不備等を指摘し関係法令の罰則等を課すもの
ではございません。

アンケート内容			
	アンケート項目	回答(該当項目に○)	備考
1	大型車の使用者等に対して、車輪脱落事故防止のための5つのポイントについて周知していますか	チラシ等使用して周知 口頭で周知 周知していない わからない その他()	
2	タイヤ交換作業を行うための手順書等を定めて作業を実施していますか	手順書を作成済み 経験者からの口頭指導で実施 タイヤメーカーのマニュアルを使用 特になし わからない その他()	
3	ホイール・ボルトの状態の確認・清掃等を行っていますか	必ず行っている 依頼があった場合のみ行っている 行っていない わからない その他()	
4	著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールがあった場合には交換を行っていますか	実施している 錆びたものを見たことがない 依頼があれば実施 実施していない わからない その他()	
5	ISO方式のホイールのホイール・ボルトやナットねじ部・摺動部の潤滑剤は塗布していますか	必ず行っている (メーカー品・汎用品) 依頼があった場合のみ行っている 行っていない わからない その他()	
6	ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用していますか	使用している 装着されているものをそのまま使用している 気にしていない わからない その他()	

裏面にもご協力お願いします。

7	インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際に、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けていますか	トルクレンチで締め付け (手動 ・ 電動) インパクトレンチで締め付け 人間の感覚で締め付け わからない その他()	
8	ホイール・ナットへのマーキングやホイール・ナットマーカ（インジケータ）の施工等を行っていますか	必ず実施 依頼があれば実施 実施していない わからない その他()	
9	使用者等に増し締めの必要性を啓発し、確実な増し締めの実施を促していますか	書面で促している 口頭で促している 増し締めは自社で実施している 促していない わからない その他()	
10	トルク・レンチの校正は行っていますか	行っている(年毎に実施) 必要だが行っていない 行っていない わからない その他()	
11	国交省が作成した大型車の車輪脱落事故防止対策の安全啓発ビデオ(Youtube国土交通省公式アカウント)は知っていますか	知っている (視聴した、視聴していない) 知らない	安全啓発ビデオの QRコード 

特記事項

事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の
3ヶ月定期点検整備実施状況の確認・指導実施要領

1. 確認・指導対象者

前検査でユーザー車検を受検する事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者（以下「受検者」という。）。

2. 実施期間

令和8年9月1日から令和8年10月31日の2ヶ月間を実施期間とする。なお、実施期間中は、点検整備の実施状況等を確認している旨の掲示を行うなど、受検者への協力を呼び掛けるものとする。

3. 確認・指導の実施方法

(1) 点検整備記録簿の確認の実施

検査の受付時等において、受検者に対し、直近の3ヶ月定期点検時の点検整備記録簿の提示を求め、定期点検整備の実施状況の確認を行うものとする。

(2) 点検整備記録簿の備え付けに係る指導

点検整備記録簿の提示について協力が得られなかった受検者に対しては、本確認が任意によるものであることに留意しつつ、点検整備記録簿の車両への備え付けが使用者の義務であることを伝える。

(3) 点検整備未実施者に対する指導

確認の結果、直近の3ヶ月定期点検整備が実施されていない者に対しては、検査に係る点検整備を実施していない者に対して行っている普段の指導に加えて、点検整備推進運動のチラシ等を手渡すなどして、点検整備の必要性を説明するとともに、速やかに点検を実施するよう強力に指導する。

(4) 点検整備未実施者の情報伝達

3ヶ月定期点検整備が実施されていない情報は、運送事業者監査の際の参考となるよう登録番号等を保安担当者に伝達する。

なお、事務所で受検した場合の受検者情報の伝達方法については、支局と事務所とで調整を行い、適切に行われるよう努めること。

4. 確認結果の報告

県内各事務所等検査窓口担当者は、定期点検整備の実施状況の確認結果を別表1及び別表2により、令和8年11月6日（金）までに千葉運輸支局あて電子メールにて報告すること。

令和8年度点検整備推進運動強化月間中におけるユーザー車検を受検した事業用自動車の3月点検整備実施調査

千葉運輸支局

事務所	ユーザー車検を受検した事業用自動車の			入力誤り有無 ※1	備考
	受検件数				
		うち前検査受検件 数	うち直近の3月点 検整備未実施件数		
計					

※1 「うち前検査受検件数」は「ユーザー車検を受検した事業用自動車の受検件数」の、「直近の3ヶ月点検整備の未実施件数」は「前検査受検件数」のそれぞれ内数を記入すること。入力値に誤りがある場合、E列に「入力に誤りがあります」と表示されるため、適切な数値に修正すること。
※2 点検整備記録簿の提示がないものについては未実施とする。

令和8年度点検整備推進運動強化月間中におけるユーザー車検を受検した事業用自動車の3月点検整備実施調査

千葉運輸支局

事務所	ユーザー車検を受検した事業用自動車の			入力誤り有無 ※ 1	備考
	受検件数				
		うち前検査受検件 数			
			うち直近の3月点 検整備未実施件数		
計					

※1 「うち前検査受検件数」は「ユーザー車検を受検した事業用自動車の受検件数」の、「直近の3ヶ月点検整備の未実施件数」は「前検査受検件数」のそれぞれ内数を記入すること。入力値に誤りがある場合、E列に「入力に誤りがあります」と表示されるため、適切な数値に修正すること。
※2 点検整備記録簿の提示がないものについては未実施とする。

前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自
家用大型貨物自動車の使用者の皆様方へ

検査受付時における直近の3ヶ月定期点検に
係る点検整備記録簿の提示のお願い

事業用自動車については、輸送のプロとして乗客の生命、顧客の財産を預かり、より高度な安全性が求められていることから、故障等による事故を防止するため、点検整備を確実に行うことが不可欠です。また、自家用大型貨物自動車についても、事故発生時の被害の甚大さに鑑み、点検整備の確実な実施が必要です。

このため、国土交通省関東運輸局では、「自動車点検整備推進運動」の強化月間中（9月・10月）に、前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対しては、定期点検の実施状況について確認し、点検整備を推進しています。

つきましては、自動車検査インターネット予約システムのお知らせ欄等でもお知らせしておりますが、直近の3ヶ月定期点検に係る点検整備記録簿の提示へのご協力を、よろしくお願いいたします。

千葉運輸支局△△自動車検査登録事務所

安全確保と環境保全はクルマの点検・整備から。

日常点検や定期点検はクルマのトラブルを防ぐだけでなく、地球温暖化の原因であるCO₂の削減にもつながります。特に、長くご使用のクルマには、細やかな点検が欠かせません。日頃からクルマの健康管理を心がけましょう。

日常点検

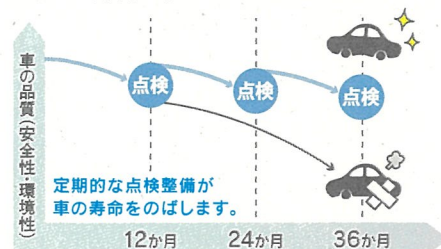
日頃、自動車を使用している中で、走行距離や運行状態などから判断し、適切な時期に点検を行うことが必要です。チェックしてみましょう。

定期点検

定期点検は、安全確保・環境保護の観点から、自家用乗用車については、1年ごとに実施しなければなりません。

車検（自動車の検査）は、安全・環境面で国が定める基準に適合しているかどうかを一定の期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。したがって、使用者は日常点検整備や定期点検整備を確実に実施するとともに、使用に応じた適切な保守管理を行う必要があります。

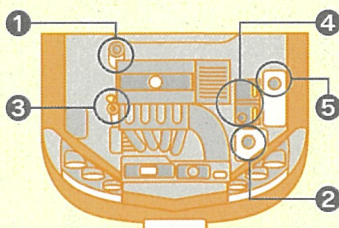
月日が経つと？（自家用乗用車）



マイカーを点検しよう！日常点検 15 項目チェックシート

判定 ○ or ×

日常点検 #01



エンジンルーム 5項目



① ブレーキ液の量

ブレーキ液のリザーバ・タンクを見て、液量が上限ラインと下限ラインの間にあるかどうかを点検します。液量が下限ラインより低い場合は、安易に補充せず、早急に整備のプロに相談しましょう。



② 冷却水の量

冷却水のリザーバ・タンクを見て、液量が上限ラインと下限ラインの間にあるかどうかを点検します。この冷却水が下限ラインに近い、それより少ない場合は、上限ラインまで冷却水を補充しましょう。



③ エンジン・オイルの量

エンジンに付いているオイル・レベルゲージを抜きとり、付着しているオイルを拭きとってから、ゲージをいっぱいにし込み、再度抜きとってオイルの量を見ます。ゲージの先端についている2本のラインが、ギザギザ部分の目印の中間にオイルがあれば合格です。ゲージの下限ラインよりもオイルが下側にあるときは補充しましょう。また、汚れている場合は交換しましょう。



④ バッテリー液の量

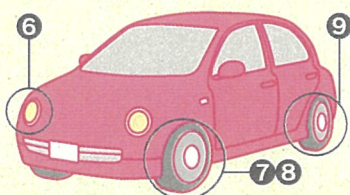
バッテリー液の量が規定の範囲（上限と下限の間）にあるかを車両を揺らすなどして点検します。バッテリー液は腐食性が高いので、体、衣服、車体などに付着しないよう注意しましょう。



⑤ ウインド・ウォッシャー液の量

ウインド・ウォッシャー液の量が適当かを点検します。液量が少ない場合は上限まで補給しましょう。

日常点検 #02



クルマの周り 4項目



⑥ ランプ類の点検・点滅

クルマにはヘッドライト、スモールランプ、ブレーキランプ、テールランプ、ウinkerなど、多くのランプが付いています。点検・点滅の有無を確認し、レンズの汚れや損傷も調べましょう。点検・点滅していない場合は、すみやかに交換しましょう。



⑦ タイヤの亀裂・損傷の有無

タイヤの亀裂や損傷の有無を目や手で確認するとともに、タイヤに異物が付着していないかを入念に点検します。タイヤにかみ込んだ異物はきれいに取り除きましょう。また、タイヤが片減りしている場合は要注意。整備のプロに相談しましょう。



⑧ タイヤの空気圧

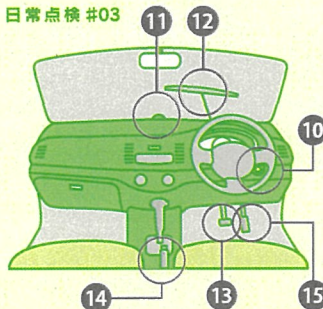
タイヤの接地部のたわみ具合を目で判断しましょう。接地部のたわみ具合で判断ができればタイヤゲージを使って点検しましょう。タイヤの空気圧が不足している場合は、指定空気圧まで補充しましょう。



⑨ タイヤの溝の深さ

タイヤの溝の深さが浅くないかをタイヤの接地面のスリップ・サインを目印に、チェックします。スリップ・サインは溝の深さが1.6mm以下になると、現れます。溝の深さが足りないとスリップしやすくなり、雨天走行時はとても危険です。サインが現れたら、早急にタイヤを交換しましょう。※スリップ・サインはタイヤ側面の三角マークのある位置の接地面に出現します。

日常点検 #03



運転席 6項目



⑩ エンジンのかかり具合・異音

エンジンを速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時やアイドリング状態で、異音がないかを点検します。



⑪ ウインド・ウォッシャー液の噴射状態

ウインド・ウォッシャー液を噴射させ、ワイパーの作動範囲に噴射されるかチェックします。また、その向きや高さが適当か点検します。



⑫ ワイパーの拭き取り能力

ワイパーを作動させ、低速および高速の各作動が不良でないかを点検します。また、ウインド・ウォッシャー液がきれいに拭き取れるかを点検します。ワイパーのから拭きは、ガラスを傷つけますので、ウインド・ウォッシャー液を噴射してからワイパーを作動させましょう。



⑬ ブレーキの踏み残りしろと効き具合

エンジンをかけて異音がないかどうか確かめたら、ブレーキ・ペダルを強く踏み込んだとき、床板との間（踏み残りしろ）が適当かどうか確認します。踏みこたえが「いつもと違う」と感じたら要注意です。



⑭ 駐車ブレーキの引きしろ（踏みしろ）

駐車ブレーキをいっばいに引いた（踏んだ）ときに、引きしろ（踏みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。ブレーキ・ペダルと同様に、新車時や定期点検直後との違いを比較してください。



⑮ エンジンの低速・加速状態

エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。次に、エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、スムーズに回転が上がるか、走行するなどして点検します。

※自家用乗用車の定期点検は、1年ごとに点検を行う項目が細かく決められており、整備のプロにまかせたほうが安心です。

大型車等のホイール・ナットの締め付け状態、
ホイールボルト・ナットのさびの有無等の確認の実施要領

1. 締め付け状態確認の実施方法

(1) 実施時期

原則として、自動車点検整備推進運動の強化月間（関東運輸局の独自強化月間である10月）に実施する。

(2) 実施対象車両

乗車定員30人以上の自動車及び車両総重量8トン以上の自動車。

(3) 実施方法

① 原則として、大型車等の左後輪（後前輪及び後後輪）に装着されている全てのホイール・ナットの締め付け状態について、トルク・レンチを使用して増し締め点検を行い、点検結果は別表1（点検票）に記載する。

増し締め点検は、ホイール・ナット等を一旦緩ませてから確認すること（規定トルクを超えて締め付けられていないかを確認すること）は行わない。また、ナット・キャップが装着されている等、容易にトルク・レンチを使用した増し締め点検が実施できない場合は、②、③及び④のみ実施する。

② その際、ホイールボルト・ナットにさびがあるかどうかの確認も合わせて行い、別表1に記載する。

③ 点検整備の状況等について、可能な限り運転者から聞き取りを行い、調査結果は別表2（点検整備の状況等について）に記載する。なお、運転者が点検整備の状況等を別表2に直接記入する方法でも良い。

④ 増し締め点検結果は口頭で運転者に伝えけるとともに、大型車の車輪脱落事故防止のチラシ等を活用し、運転者に対して車輪脱落事故防止及び日常点検の確実な実施等の啓発を行う。また、必要に応じて、ホイール・ナットの回転を指示するインジケータを配布する。

2. 実施計画及び実施結果の報告

① 運輸支局は点検実施予定日（予備日を含む。）及び実施場所等を令和8年8月21日（金）までに関東運輸局整備課あて電子メールにて報告する。

② 運輸支局は別表1及び別表2について、車両毎にホチキス等で取りまとめを行い、原本を令和8年11月27日（金）までに関東運輸局整備課あて送付する。

3. その他

増し締め点検者、トルク・レンチ及びソケット等の必要な工具の確保等及び必要に応じて点検を安全かつ円滑に実施するための打合せを、各都県自動車整備振興会及び各都県トラック協会等の関係機関と連携して実施する。

大型車等のホイール・ナットの点検票

実施日 令和 年 月 日

登録番号	車名	車両型式

点検内容

- ・増し締め確認した車輪を「○」で囲み、確認したホイール・ナットの個数を記入する。
 ・このうち、増し締めすることができた車輪(緩んでいた車輪)は、緩んでいたホイール・ナットの個数を記入する。また、ホイールボルト・ナットのさびの有無を「○」で囲み記入する。

左 前前輪 ____個 緩み ____個中 さびの 有・無 ____個 緩み ____個中 さびの 有・無 前後輪 後前輪 ____個 緩み ____個中 さびの 有・無 ____個 緩み ____個中 さびの 有・無 後後輪 左		右 前前輪 ____個 緩み ____個中 さびの 有・無 ____個 緩み ____個中 さびの 有・無 前後輪 後前輪 ____個 緩み ____個中 さびの 有・無 ____個 緩み ____個中 さびの 有・無 後後輪 右
---	--	---

タイヤ交換作業や日常点検等の点検整備の状況等について

千葉運輸支局

大型車の車輪脱落事故は車輪脱着作業後1ヶ月以内に依然として多く発生(特に脱落箇所は左後輪、時期は冬期に集中)している状況になっており、車輪脱落事故を防ぐためには、適切なタイヤ交換作業及びタイヤ交換後の増し締め、日常点検の確実な実施等、交換後の確実な保守管理を行うことが重要になっています。

このため、以下に記載しました確認項目について、太枠の回答欄に記載された当てはまる語句を「○」で囲んで頂き、実態把握にご協力をお願いします。なお、この実態把握は不備等を指摘し関係法令の罰則等を課すものではありません。

	確認項目	回答欄	備考
1	運行前の日常点検でホイールの取り付け状態の確認はどのように行っていますか	トルク・レンチ(手動・電動) 点検ハンマ 目視(インジケータあり、なし) その他()	
2	タイヤ(スタッドレスタイヤ)交換はどこで実施していますか	整備工場 ディーラ タイヤショップ わからない その他()	
3	ホイールボルト・ナットのさびの有無などの確認を行われましたか?	行っている 行っていない わからない その他()	
4	タイヤ交換の際はトルク・レンチを使用していましたか	使用・未使用 わからない その他()	
5	タイヤ交換後、50～100km走行後増し締めは実施していますか	実施 未実施(知っている、知らない) わからない その他()	
6	3ヶ月点検はどこで実施していますか	整備工場 ディーラ 自社 わからない その他()	
7	これまで運転中に車輪脱落しそうになった経験はありますか	有 無	
8	大型車の車輪脱落が多く発生していることを知っていますか	知っている 知らない	
9	国交省が作成した大型車の車輪脱落事故防止対策の安全啓発ビデオ(Youtube国土交通省公式アカウント)は知っていますか	知っている (視聴した、視聴していない) 知らない	安全啓発ビデオのQRコード 

ご協力ありがとうございました。